

○江田島市広告掲載基準

平成20年9月26日

訓令第17号

(趣旨)

第1条 この基準は、江田島市広告掲載取扱要綱(平成20年江田島市訓令第16号。以下「要綱」という。)第5条第2項の規定に基づき、広告掲載基準として定め、要綱の規定に基づく広告媒体への広告掲載の可否は、この基準に基づき判断するものとする。

(基本的な考え方)

第2条 江田島市の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度が高い情報でなければならないため、広告内容及び表現はそれにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

(掲載を承認しない広告)

第3条 次の各号に掲げる広告は、掲載を承認しないものとする。

(1) 前条の趣旨にかんがみて適切でないもの

- ア 選挙、政党、政治団体等、政治活動に関連する広告
- イ 個人、団体等の意見広告及び名刺広告
- ウ 広告主の代表者等の写真を含む広告
- エ 社会問題についての主義主張や係争中の事件に係る声明広告
- オ 国内世論が大きく分かれているもの
- カ 他をひぼう、中傷又は排除するもの
- キ 宗教団体による布教推進を主目的とするもの
- ク 非科学的又は迷信に類するもので、広告を見るものを迷わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
- ケ 名誉毀損、信用毀損、プライバシーの侵害、業務妨害のおそれのあるものや、差別を助長するもの
- コ 広告媒体の使用目的等を著しく損なうおそれがあると認められるもの

(2) 青少年保護又は取引の安全の観点から適切でないと認められる広告で、次に掲げる業種又は事業者に係るもの

- ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に定める風俗営業又は風俗関連若しくは類似の業種
- イ 貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条に規定する貸金業(消費者金融)
- ウ 商品先物取引の営業等
- エ 民事再生法(平成11年法律第225号)及び会社更生法(平成14年法律第154号)による再生・更正手続中の事業者
- オ その他社会問題を起こし、又はそのおそれがある業種や事業者

(3) 法令等に違反するもの及び違反するおそれがあるもの

(4) 社会的な観点から適切でないもの

- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に定める暴力団その他反社会的団体及び特殊結社団体などその構成員がその活動のために利用するなど、公序良俗に反する広告
 - イ 姓差別、性別による固定的な役割分担又は暴力的行為を助長する表現及び著しく性的感情を刺激する表現を含む広告
 - ウ 都道府県知事又は市の許認可を受けていない、届出をしていないなど、各種手続を行っていない社会福祉施設等の広告
 - エ 文部科学省・都道府県の認可を受けていない学校、専修学校及び各種学校の広告。ただし、国等の公的機関の助成制度などの適用を受けている団体は除く。
- (5) 消費者保護の観点から適切でないもの
- ア マルチ商法、催眠商法等、悪質商法とみなされるもの
 - イ 将来の利益を誇示したり、元本保証と認識させるような投資信託等の経済行為に関する広告
 - ウ 投機、射幸心をあおったり、内容が虚偽誇大など、過度の宣伝となるもの
 - エ 本市の指名停止措置を受けているものの広告
- (6) その他
- ア 皇室関係の写真、紋章等を使用した広告
 - イ 氏名、肖像など本人に無断で使用したもの又は明らかに模倣、盗作などとみなされる表現のもの
 - ウ アマチュアスポーツの選手や各種競技団体等の役員の氏名、写真、推薦文等を使用したもの
 - エ 国土地理院の地図を無断で使用したもの
 - オ あたかも江田島市が推奨しているような表現のもの
 - カ 要綱第9条第1項に規定する江田島市広告審査委員会が広告を掲載することが適切でないと認めたもの

(広告内容、表示等の基準)

第4条 広告内容、表示等に関する基準は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成20年10月10日から施行する。